

大切に保管ください

消防個人 年金

加入者のしおり

2026年4月 改訂版

**ご住所や電話番号に変更があった場合は、
速やかに下記フリーダイヤルまでご連絡ください**

第一生命保険株式会社 ドリーム年金室コールセンター

Tel.0120-110-090

受付時間:9:00-17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

日本消防協会

(受託会社) 第一生命保険株式会社

【はじめに】

このたびは消防個人年金制度にご加入いただきありがとうございます。

この年金は、消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役職員の皆さまの安定した老後を送るための公的年金の補完を目的とした制度です。今後の限りないご支援をお願い申し上げます。

この「加入者のしおり」は、消防個人年金制度の主な内容、諸手続き等について説明したものです。是非ご一読いただくとともに、大切に保管し手続きが必要な際にご活用ください。

日本消防協会

【各種照会のお問い合わせ先】

各種手続き（加入・掛金の払い込み以外）に関するお問い合わせ先

第一生命保険株式会社 ドリーム年金室コールセンター

Tel.0120-110-090

受付時間:9:00-17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

加入・掛金払い込みの手続きに関するお問い合わせ先

日本消防協会 年金共済部

Tel.0120-658-494

受付時間:9:00-17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

日本消防協会ホームページURL <https://www.nissho.or.jp/>

手続き書類送付先

日本消防協会 年金共済部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館

【目次】

- 各種照会のお問い合わせ先 …………… P.1
- 目的別もくじ …………… P.2
- 主な制度の内容 …………… P.3
- 給付の内容 …………… P.4
- 制度のしくみ・
制度加入から給付金受け取りまでの流れ
…………… P.5～P.6
- 加入後について …………… P.7～P.12
- 給付金について …………… P.13～P.18
- その他 …………… P.19～P.23
- 「受取方法選択内容のご案内」見本 P.24
- 「積立金残高のお知らせ」見本 … P.25
- 「生命保険料控除証明書」見本 … P.26
- 消防個人年金規約 …………… P.27～P.28

【目的別もくじ】

1. 加入後について …………… P.7-12

- | | | | |
|-------|---|--------|-------------------|
| 1 - 1 | 加入手続き後の送付書類について | 1 - 7 | 掛金の払い込みの中止について |
| 1 - 2 | 掛金の振り替えについて | 1 - 8 | 氏名・住所等の変更（訂正）について |
| 1 - 3 | 掛金の振り替えができなかった場合 | 1 - 9 | 掛金振替口座の変更について |
| 1 - 4 | 加入していない払方（月払・半年払・加入後（随時）一時払）またはコースの加入について | 1 - 10 | 現在の積立金について |
| 1 - 5 | 加入後（随時）一時払の加入申し込みについて | 1 - 11 | 加入者証の再発行について |
| 1 - 6 | 掛金の変更について | | |

2. 給付金について …………… P.13-18

- | | | | |
|-------|------------------------|--------|------------------------------------|
| 2 - 1 | 払込満了時の給付金受取方法について | 2 - 7 | 払込満了時の積立金増し（一時払）の申し込みについて |
| 2 - 2 | 払込満了時以外の給付金受取方法について | 2 - 8 | 払込満了の際の請求手続きについて |
| 2 - 3 | 掛金払込み中の脱退（一時金受け取り）について | 2 - 9 | 払込満了延長手続きについて |
| 2 - 4 | 掛金払込み中の脱退（年金受け取り）について | 2 - 10 | 年金の受け取りを先に延ばしたい場合（年金を受け取りいただける方のみ） |
| 2 - 5 | 積立金の一部払い出しについて | 2 - 11 | 加入者が亡くなった際の手続きについて |
| 2 - 6 | コース脱退の手続きについて | 2 - 12 | 給付金の受け取り方法（送金方法）について |

3. その他 …………… P.19-23

- | | | | |
|-------|------------------|-------|-----------------|
| 3 - 1 | 積立金残高のお知らせについて | 3 - 4 | 積立金の元本割れについて |
| 3 - 2 | 生命保険料控除について | 3 - 5 | 繰延後のお知らせ等について |
| 3 - 3 | 給付金の税法上の取り扱いについて | 3 - 6 | 生命保険契約者保護機構について |

〈主な制度の内容〉

| 項目 | 税制適格コース | 自由選択コース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|------------------------|-------------|---------------|-----------|----------------|---|------------------------|---------|-------------|---------------------------|----------|---------------------|------------|----------------------------|-------|----------------|------------|--|------|-------------|------------|--|------|-------------------|-----------|------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| コース内容 | 払い込まれた保険料（掛金から制度運営費を控除した金額）は、他の個人年金契約と合算し個人年金保険料控除の対象となります。 | 払い込まれた保険料（掛金から制度運営費を控除した金額）は、他の生命保険契約と合算し一般生命保険料控除の対象となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入資格 | 加入日現在、満15歳以上満60歳未満の消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役員。（払込満了日までの期間が10年以上ある方。） | 加入日現在、満15歳以上満69歳未満の消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役員。（払込満了日までの期間が1年以上ある方。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脱退 | 以下の場合、脱退となります。 ・加入者が脱退を希望したとき ・加入者が死亡したとき ・掛金の振り替えが3ヶ月連続してできなかったとき ※消防団の退団後、消防職の退職後も継続できます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 掛金 (コース毎) | ①加入口数 ※コース毎・払方毎に加入口数・上限が決まっています。 ※一時払のみの加入はできません。月払または半年払に最低口数以上加入していることが必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>払方</th> <th>1口掛金額</th> <th>加入口数：ゆうちょ銀行</th> <th>加入口数：ゆうちょ銀行以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>1口：1,000円</td> <td>5口（5千円）以上200口（20万円）以下</td> <td>10口（1万円）以上200口（20万円）以下</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>1口：1,000円</td> <td>10口（1万円）以上1,000口（100万円）以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入時一時払 (コース加入含む)</td> <td>1口：10,000円</td> <td>10口（10万円）以上1,000口（100万円）以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入後（随時） 一時払</td> <td>1口：10,000円</td> <td>10口（10万円）以上1,000口（1,000万円）以下 ※加入期間中は何度でも一時払の加入はできますが、1回の加入限度額は1,000口（1,000万円）までとし通算2,000口（2,000万円）が上限となります。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>払込満了時一時払</td> <td>1口：10,000円</td> <td>10口（10万円）以上1,000口（1,000万円）以下 選択した年金の種類によって上限は異なります。 (確定年金) 積立金と1,000万円のいずれか小さい金額を上限とします。 (終身年金) 1,000万円を上限とします。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 払方 | 1口掛金額 | 加入口数：ゆうちょ銀行 | 加入口数：ゆうちょ銀行以外 | 月払 | 1口：1,000円 | 5口（5千円）以上200口（20万円）以下 | 10口（1万円）以上200口（20万円）以下 | 半年払 | 1口：1,000円 | 10口（1万円）以上1,000口（100万円）以下 | | 加入時一時払 (コース加入含む) | 1口：10,000円 | 10口（10万円）以上1,000口（100万円）以下 | | 加入後（随時） 一時払 | 1口：10,000円 | 10口（10万円）以上1,000口（1,000万円）以下 ※加入期間中は何度でも一時払の加入はできますが、1回の加入限度額は1,000口（1,000万円）までとし通算2,000口（2,000万円）が上限となります。 | | 払込満了時一時払 | 1口：10,000円 | 10口（10万円）以上1,000口（1,000万円）以下 選択した年金の種類によって上限は異なります。 (確定年金) 積立金と1,000万円のいずれか小さい金額を上限とします。 (終身年金) 1,000万円を上限とします。 | | | | | | | | | | | |
| | 払方 | 1口掛金額 | 加入口数：ゆうちょ銀行 | 加入口数：ゆうちょ銀行以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 月払 | 1口：1,000円 | 5口（5千円）以上200口（20万円）以下 | 10口（1万円）以上200口（20万円）以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半年払 | 1口：1,000円 | 10口（1万円）以上1,000口（100万円）以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 加入時一時払 (コース加入含む) | 1口：10,000円 | 10口（10万円）以上1,000口（100万円）以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 加入後（随時） 一時払 | 1口：10,000円 | 10口（10万円）以上1,000口（1,000万円）以下 ※加入期間中は何度でも一時払の加入はできますが、1回の加入限度額は1,000口（1,000万円）までとし通算2,000口（2,000万円）が上限となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 払込満了時一時払 | 1口：10,000円 | 10口（10万円）以上1,000口（1,000万円）以下 選択した年金の種類によって上限は異なります。 (確定年金) 積立金と1,000万円のいずれか小さい金額を上限とします。 (終身年金) 1,000万円を上限とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・払込方法：月払は毎月26日で、加入時一時払は加入月26日、半年払および加入後（随時）一時払（申込時のみ）は1月26日・7月26日に口座から自動振替します。（両コースに加入している場合は合算して振り替えます。） 振替日が土日祝日に該当した場合は翌営業日に振り替えられます。 ・掛金負担者：加入者 ・半年払については、脱退された場合、その時点で脱退日以降の期間分に対応する保険料精算は行わずに給付金としてお支払いいたします。 ・月払掛金・半年払掛金には制度運営費2%（1,000円あたり20円）を含んでいます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②一時払加入限度額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税制適格コース</th> <th colspan="2">自由選択コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入時一時払</td> <td>1,000万円</td> <td>加入時一時払</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>加入後（随時）一時払*</td> <td>2,000万円</td> <td>加入後（随時）一時払*</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>払込満了時一時払</td> <td>1,000万円</td> <td>払込満了時一時払</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 税制適格コース | | 自由選択コース | | 加入時一時払 | 1,000万円 | 加入時一時払 | 1,000万円 | 加入後（随時）一時払* | 2,000万円 | 加入後（随時）一時払* | 2,000万円 | 払込満了時一時払 | 1,000万円 | 払込満了時一時払 | 1,000万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税制適格コース | | 自由選択コース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入時一時払 | 1,000万円 | 加入時一時払 | 1,000万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入後（随時）一時払* | 2,000万円 | 加入後（随時）一時払* | 2,000万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 払込満了時一時払 | 1,000万円 | 払込満了時一時払 | 1,000万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※加入後（随時）一時払の一回の加入限度額は1,000万円 税制適格コース（4,000万円）＋自由選択コース（4,000万円）＝合計（8,000万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 払方により申込受付期間および加入日（増口・減口日）が下記のように異なります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コース加入 増口 (掛金の増額) 減口 (掛金の減額) | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">払込方法</th> <th rowspan="2">申込受付期間</th> <th colspan="2">加入日（増口・減口日）</th> </tr> <tr> <th>月払・加入時一時払</th> <th>半年払・加入後（随時）一時払</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8"> ① 月払 ② 月払＋半年払 ③ 月払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ④ 月払＋半年払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ※コース加入の場合は、加入時一時払 </td> <td>5月1日～5月末日</td> <td>8月1日</td> <td rowspan="8">1月1日</td> </tr> <tr> <td>6月1日～6月末日</td> <td>9月1日</td> </tr> <tr> <td>7月1日～7月末日</td> <td>10月1日</td> </tr> <tr> <td>8月1日～8月末日</td> <td>11月1日</td> </tr> <tr> <td>9月1日～9月末日</td> <td>12月1日</td> </tr> <tr> <td>10月1日～10月末日</td> <td>1月1日</td> </tr> <tr> <td>11月1日～11月末日</td> <td>2月1日</td> </tr> <tr> <td>12月1日～12月末日</td> <td>3月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> ※コース加入の場合は、加入時一時払 </td> <td>1月1日～1月末日</td> <td>4月1日</td> <td rowspan="4">7月1日</td> </tr> <tr> <td>2月1日～2月末日</td> <td>5月1日</td> </tr> <tr> <td>3月1日～3月末日</td> <td>6月1日</td> </tr> <tr> <td>4月1日～4月末日</td> <td>7月1日</td> </tr> </tbody> </table> | | 払込方法 | 申込受付期間 | 加入日（増口・減口日） | | 月払・加入時一時払 | 半年払・加入後（随時）一時払 | ① 月払 ② 月払＋半年払 ③ 月払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ④ 月払＋半年払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ※コース加入の場合は、加入時一時払 | 5月1日～5月末日 | 8月1日 | 1月1日 | 6月1日～6月末日 | 9月1日 | 7月1日～7月末日 | 10月1日 | 8月1日～8月末日 | 11月1日 | 9月1日～9月末日 | 12月1日 | 10月1日～10月末日 | 1月1日 | 11月1日～11月末日 | 2月1日 | 12月1日～12月末日 | 3月1日 | ※コース加入の場合は、加入時一時払 | 1月1日～1月末日 | 4月1日 | 7月1日 | 2月1日～2月末日 | 5月1日 | 3月1日～3月末日 | 6月1日 | 4月1日～4月末日 | 7月1日 |
| | 払込方法 | 申込受付期間 | | | 加入日（増口・減口日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 月払・加入時一時払 | 半年払・加入後（随時）一時払 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ① 月払 ② 月払＋半年払 ③ 月払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ④ 月払＋半年払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ※コース加入の場合は、加入時一時払 | 5月1日～5月末日 | 8月1日 | 1月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 6月1日～6月末日 | 9月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 7月1日～7月末日 | 10月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 8月1日～8月末日 | 11月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9月1日～9月末日 | 12月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 10月1日～10月末日 | 1月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 11月1日～11月末日 | 2月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月1日～12月末日 | | 3月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※コース加入の場合は、加入時一時払 | 1月1日～1月末日 | 4月1日 | 7月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2月1日～2月末日 | 5月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3月1日～3月末日 | 6月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4月1日～4月末日 | 7月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 半年払 ⑥ 半年払＋加入時一時払または、加入後（随時）一時払 ⑦ 加入後（随時）一時払 ※コース加入の場合は、加入時一時払 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月1日～10月末日 1月1日 11月1日～4月末日 7月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 払込満了時一時払は払込満了日が増口日となります。 ※減口は ①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金の払い込みに支障のある場合にのみお取り扱いいたします。増口する場合、現在口数と増口口数を合わせて各コース月払は200口、半年払は1,000口、一時払は1,000口（加入後（随時）一時払は通算2,000口）が限度となりますのでご注意ください。減口後に掛金払込を継続する加入口数は、月払は10口以上（ただし、ゆうちょ銀行の口座からの振り替えの場合は5口以上）、半年払は10口以上が必要となります。 なお、減口部分の積立金は、減口時には払い出さず積み立てておきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税制適格コースは、全口減口（全部掛金払込中止）のお取り扱いはできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自由選択コースは、上記「減口」を取り扱う事由のいずれかに該当した場合に限り、全口減口（全部掛金払込中止）のお取り扱いをいたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コース間の取扱 | 税制適格コース、自由選択コース間の積立金の移行はできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 税制適格コース | 自由選択コース |
|-------|--|--|
| 払込満了日 | ①満55歳未満で加入（コース加入を含む）の場合 ⇒満65歳に達した日の属する月の末日 ただし、満65歳に達する時に、希望により満70歳に達した日の属する月の末日に変更することができます。 ②満55歳以上で加入（コース加入を含む）の場合 ⇒満70歳に達した日の属する月の末日 | ①満64歳未満で加入（コース加入を含む）の場合 ⇒満65歳に達した日の属する月の末日 ただし、満65歳に達する時に、希望により満70歳に達した日の属する月の末日に変更することができます。 ②満64歳以上で加入（コース加入を含む）の場合 ⇒満70歳に達した日の属する月の末日 |
| | ※1 2003年1月1日加入日以前の加入者は、「満60歳に達した日の属する月の末日」もしくは「満65歳に達した日の属する月の末日」のいずれかとなっております。 ※2 コース加入により、払込満了日が変更されることがあります。 【例】自由選択コースに満50歳で加入し、その後、満56歳で税制適格コースに加入した場合 ⇒両コースとも「満70歳に達した日の属する月の末日」が払込満了日になります。 | |

〈給付の内容〉

| 項目 | 小項目 | 税制適格コース | 自由選択コース |
|------------|------------|---|--|
| 払込満了前の給付内容 | 中途脱退年金 | 掛金払込期間10年以上かつ満40歳以上の場合、次の6種類の年金から選択することができます。 ・10年確定年金（定額型、3%逦増型、5年前厚型）* ・15年確定年金（定額型）* ・10年保証期間付終身年金（定額型、3%逦増型） ※確定年金を選択する場合は、年金受給権の取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。なお、繰延以後の掛金の払い込みはできません。（注1） | 掛金払込期間1年以上かつ満40歳以上の場合、次の6種類の年金から選択することができます。* ・10年確定年金（定額型、3%逦増型、5年前厚型） ・15年確定年金（定額型） ・10年保証期間付終身年金（定額型、3%逦増型） ※初年度年金月額が10,000円に満たない場合は年金の選択ができません。全ての年金が選択できない場合は中途脱退一時金をお支払いいたします。 |
| | 中途脱退一時金 | 年金の受給権取得（年金の開始）を1年単位で最長10年間繰り延べることもできます。（注1）繰延期間を途中で変更することはできません。やむを得ず繰延を中止される場合および繰延期間中に亡くなられた場合は一時金でお支払いします。 | |
| | コース脱退一時金 | 加入者が脱退（解約）される場合、その時点の積立金を中途脱退一時金としてお支払いいたします。 | |
| | 遺族一時金 | 年金受給権取得日前（掛金払込期間中）に加入者が死亡された場合、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分）を加算した額を遺族一時金の受取人（協定書に定められた継続受取人（注2））にお支払いいたします。ただし、全口減口（全部掛金払込中止）により掛金の払い込みを中止されている場合は、その時点での積立金のみをお支払いいたします。 | |
| | 積立金の一部払い出し | お取り扱いできません。 | 以下の事由に該当した場合、申し出により20万円以上10万円単位で積立金の一部をお支払いいたします。（該当事由）災害、疾病・障害、住宅の取得、教育、結婚、債務の弁済 一部払い出しのお取扱時期は、1月1日および7月1日の年2回となります。 |
| 払込満了後の給付内容 | 基本年金 | 払込満了日（満65歳、または満70歳に達した日の属する月の末日）の翌月1日に受給権を取得します。受給権を取得した加入者に基本年金をお支払いいたします。次の6種類の年金から選択していただけます。* ・10年確定年金（定額型、3%逦増型、5年前厚型） ・15年確定年金（定額型） ・10年保証期間付終身年金（定額型、3%逦増型） ※自由選択コースの場合、初年度年金月額が10,000円に満たない場合は年金の選択ができません。全ての年金が選択できない場合は年金にかえて一時金をお支払いいたします。 | |
| | 年金にかえる一時金 | 加入者が脱退（解約）される場合、その時点での積立金を一時金としてお支払いいたします。 | |

(注1) 両コースに加入されている場合、年金受給権取得日（年金開始日）は同一となります。

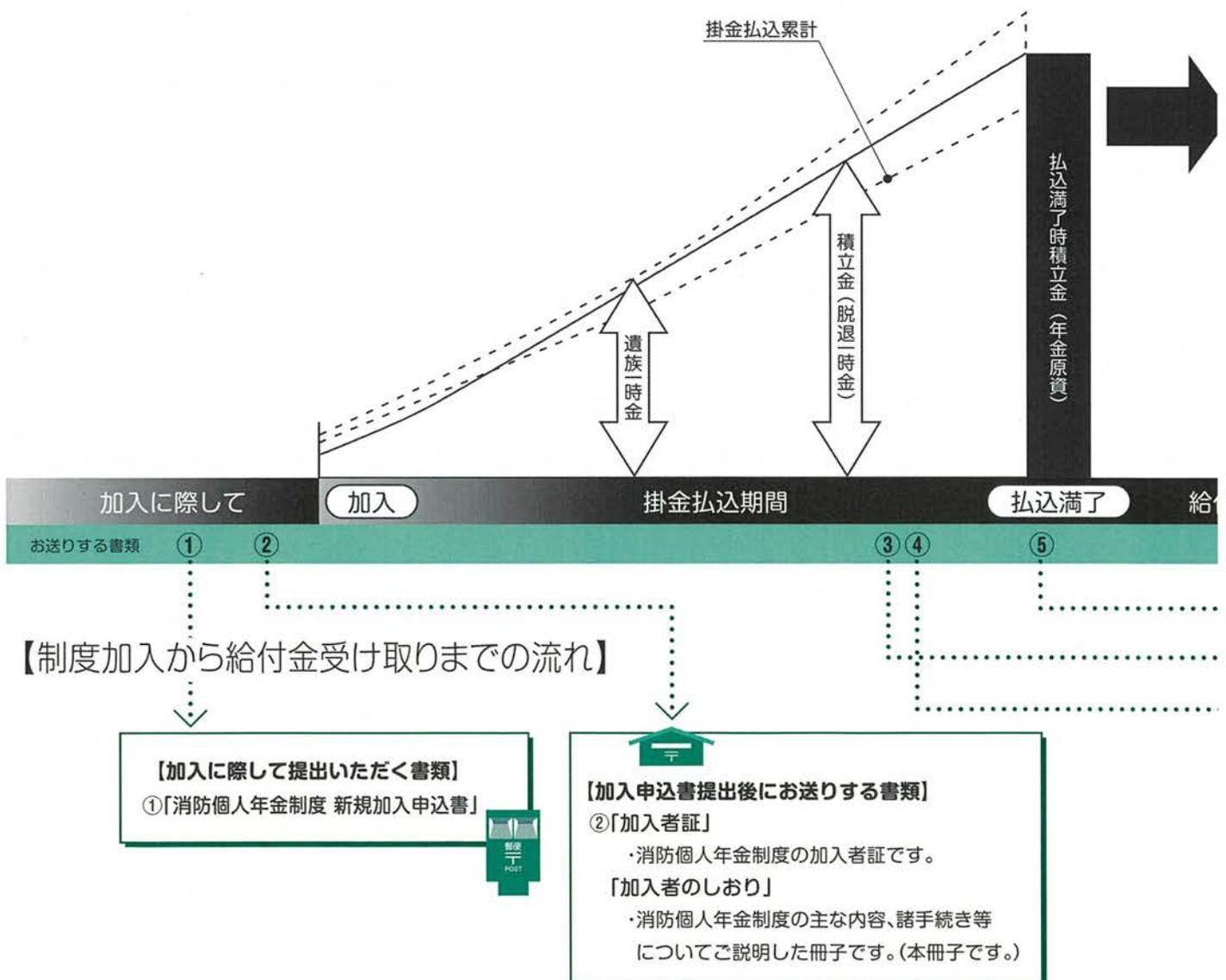
(注2) 協定書に定められた継続受取人とは、配偶者（本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。）、子、父・母（本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。）、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、同順位が二人以上あるときは、年長者を先順位とします。

制度のしくみ・制度加入から給付金受け取りまでの流れ

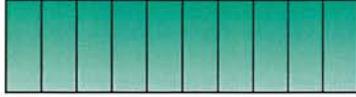
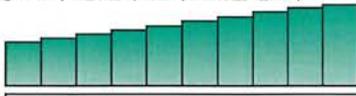
【制度のしくみ】

* 消防個人年金制度の加入から、給付金（年金または一時金）受け取りまでの流れは、下記の図のようになります。

* 加入後、お手元に最初に下段②の書類を送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。



年金種類のご説明

| 受取方法 | 年金のしくみ | 年金種類の詳細 |
|------|---|--|
| 年金 | ①10年確定年金(定額型)  年金受取期間(10年間) | 本人の生存・死亡に関わらず、10年間、年金をお支払します。 |
| | ②10年確定年金(3%逦増型)  年金受取期間(10年間) | 本人の生存・死亡に関わらず、10年間、年金をお支払します。2年目から10年目まで毎年3%複利で年金額が増えていく年金です。 |
| | ③10年確定年金(5年前厚型)  年金受取期間(10年間) | 本人の生存・死亡に関わらず、10年間、年金をお支払します。6年目以降の年金額が半分になる年金です。 |
| | ④15年確定年金(定額型)  年金受取期間(15年間) | 本人の生存・死亡に関わらず、15年間、年金をお支払します。 |
| | ⑤10年保証期間付終身年金(定額型)  保証期間(10年間) | 本人の生存・死亡に関わらず10年間お支払し、保証期間(10年)経過後は生存されている限り年金をお支払します。保証期間経過後は年に一回、「受給現況届兼継続支払請求書」をご提出いただきます。ご提出にあたっては、市区町村長の証明または住民票の提出が必要です。 ※証明時の手数料・住民票発行手数料は、受取人負担となります。 |
| | ⑥10年保証期間付終身年金(3%逦増型)  保証期間(10年間) | 本人の生存・死亡に関わらず10年間お支払し、保証期間(10年)経過後は生存されている限り年金をお支払します。2年目から毎年3%複利で年金額が増えていく年金です。⑤と同様に保証期間経過後、年に一回、市区町村長の証明が必要です。 ※証明時の手数料・住民票発行手数料は、受取人負担となります。 |
| 一時金 | ⑦年金にかえて、一時金で受け取ることも可能です。 | |

7つのコースから自由に選択できます。

金受け取り

※上記の年金受給権を繰り延べることもできます。→P17 2 10

※「年金で受け取る」場合または「年金受給権を繰り延べる」場合に掛金を一時払(積み増し)して年金月額を増額することができます。→P16 2 7

【年1回送付】

③「積立金残高のお知らせ」 P.25

【年1回送付】

④「生命保険料控除証明書」 P.26

【払込満了時にお送りする書類】

⑤「受取方法選択内容のご案内」 P.24

「給付金請求書」

「払込満了日延長手続用紙」

・払込満了の3ヶ月前にお知らせします。

1

加入後について

1-1

加入手続き後の送付書類について

「消防個人年金制度 新規加入申込書」を提出いただき加入手続きが完了しましたら、加入日までに次の書類を送付いたします。

1. 「消防個人年金制度 加入者証」
2. 「消防個人年金 加入者のしおり」

お手元に書類が届きましたら、「消防個人年金制度 加入者証」の記載内容がお申し込み内容と相違ないことをご確認ください。

1-2

掛金の振り替えについて

掛金をご指定いただいた金融機関の口座より日本消防協会の口座に振り替えられます。振替日は下記のとおりとなりますので前日までに掛金をご準備ください。

| 払方 | 振替日 |
|------------|----------------------|
| 月払 | 毎月26日 |
| 半年払 | 1月26日・7月26日 |
| 加入時一時払 | 加入月26日 |
| 加入後（随時）一時払 | 1月26日または7月26日（申込時のみ） |

振替日が土日祝日に該当した場合は翌営業日に振り替えられます。

振替日毎の掛金振替のご案内は、いたしませんのでご留意願います。

掛金の振り替えができなかった場合

掛金の振り替えができなかった場合、月払のある加入者は翌月26日に2ヶ月分の掛金を振り替えます。

さらに、振り替えができなかった場合、またその翌月26日に3ヶ月分の掛金を振り替えます。

半年払のみの加入者は振替不能となった半年払の掛金を3ヶ月連続（振り替えできるまで）振り替えます。

●掛金の振り替えにあたってご注意いただきたいこと。

- ①掛金の振り替えができなかった場合、「掛金口座振替結果のお知らせ」（ハガキ）を送付します。
- ②加入後、第1回目の掛金が3ヶ月連続して振り替えできなかった場合、加入の申し込みは取り消しとなります。
- ③1月及び7月は月払と半年払掛金の合計額を振り替えます。（月払・半年払どちらも加入の場合）
- ④税制適格コースと自由選択コースの両コースに加入している場合、合算して振り替えます。
- ⑤3ヶ月連続して振り替えできなかった場合、自動脱退扱いとなり、後日「脱退扱いのご通知ならびに給付金請求（解約）の手続きについて」が送付されますので、給付金請求の手続きを行ってください。

例 掛金の振り替えができなかった場合（月払のみ）

| 1月（初回） | 2月（2回目） | 3月（3回目） | 4月 |
|------------------------|--|---|--|
| △ 1月26日 （1月分振替日） | △ 2月26日 1月分が振替不能の場合、1、2月分の2ヶ月分を振り替える | △ 3月26日 1、2月分とも振替不能の場合、1、2、3月分の3ヶ月分を振り替える | △ 4月上旬頃 ↓ 脱退通知 （1、2、3月分とも振替不能の場合） |

例 掛金の振り替えができなかった場合（半年払のみ）

| 1月（初回） | 2月（2回目） | 3月（3回目） | 4月 |
|------------------------|--|--|---|
| △ 1月26日 （1月分振替日） | △ 2月26日 1月分が振替不能の場合、再度、1月分の半年払掛金を振り替える | △ 3月26日 1、2月とも振替不能の場合、再度、1月分の半年払掛金を振り替える | △ 4月上旬頃 ↓ 脱退通知 （1、2、3月とも振替不能の場合） |

加入していない払方（月払・半年払・ 加入後（随時）一時払）またはコースの加入について

加入していない払方（月払・半年払・加入後（随時）一時払）またはコースの加入を希望される場合はP.3コース加入・増口（掛金の増額）・減口（掛金の減額）を参照のうえ、お申し込み下さい。

1. 手続き方法について

配布されるパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）等の内容を確認いただき、「消防個人年金制度 コース加入・口数変更（増口・減口）申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

※記入方法は用紙に掲載の記入例を参照ください。

2. 留意事項について

各払方ごとの加入口数は下記のとおりとなります。

掛金振替口座（ゆうちょ銀行かそれ以外）により口数が異なりますのでご注意ください。

コース加入の場合は加入時一時払のみの加入はできません。

| 払方 | 1口掛金額 | 加入口数 (ゆうちょ銀行) | 加入口数 (ゆうちょ銀行以外) |
|---------------------|------------|--------------------------|--------------------------|
| 月払 | 1口：1,000円 | 5口～200口 | 10口～200口 |
| 半年払 | 1口：1,000円 | 10口～1,000口 | 10口～1,000口 |
| 加入時一時払 (コース加入含む) | 1口：10,000円 | 10口～1,000口 | 10口～1,000口 |
| 加入後（随時） 一時払 | 1口：10,000円 | 10口～1,000口 (通算2,000口) | 10口～1,000口 (通算2,000口) |

3. 払込満了日について

コース加入によりすでに加入されているコースの払込満了日が変更となる場合があります。

以下の例を参照ください。

| すでに加入しているコース | 現在払込満了日 | 新たに加入するコース | コース加入時年齢 | 変更後払込満了日 | 備考 |
|--------------------------|---------|--------------------------|----------|----------|--|
| 税制適格コース (1582828-200) | 65歳 | 自由選択コース (1582828-300) | 64歳以上 | 70歳 | すでに加入している税制適格コースの払込満了日も65歳から70歳に延長となります。 |
| 自由選択コース (1582828-300) | 65歳 | 税制適格コース (1582828-200) | 55歳以上 | 70歳 | すでに加入している自由選択コースの払込満了日も65歳から70歳に延長となります。 |

コース加入のお申込手続き前に「受取方法選択内容のご案内」がお手元に届いた場合は破棄願います。

変更後の払込満了日（70歳に達した日）の3ヶ月前に再度「受取方法選択内容のご案内」を送付いたします。

加入後(随時)一時払の加入申し込みについて

加入後(随時)一時払の加入を希望される場合は下記のお取扱日に加入することができます。

| 払込方法 | 加入日 | 申込受付期間 |
|------------|------|----------------|
| 加入後(随時)一時払 | 1月1日 | 前年5月1日～前年10月末日 |
| | 7月1日 | 前年11月1日～当年4月末日 |

1. 手続き方法について

配布されるパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)等の内容を確認いただき、「消防個人年金制度コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

※記入方法は用紙に掲載の記入例を参照ください。

2. 留意事項について

加入後(随時)一時払の加入口数は下記のとおりとなります。

通算口数は下記のとおり限度があります。

| 払方 | 掛金 | 加入口数 (ゆうちょ銀行) | 加入口数 (ゆうちょ銀行以外) |
|------------|------------|----------------------|----------------------|
| 加入後(随時)一時払 | 1口:10,000円 | 10口～1,000口(通算2,000口) | 10口～1,000口(通算2,000口) |

自由選択コースの掛金を全口減口(全部掛金払込中止)して、加入後(随時)一時払の申し込みをする場合は同時に掛金の増口(最低口数以上)が必要となります。

掛金の変更について

掛金の変更を希望される場合は、増口(増額)・減口(減額)により変更が可能となります。お取扱日は下記のとおりです。

| 払方 | 加入日(増口・減口日) | 申込期間 |
|-----|-------------|-----------------|
| 月払 | 毎月1日 | 月払加入月の3ヶ月前の末日まで |
| 半年払 | 1月1日 | 前年5月1日～前年10月末日 |
| | 7月1日 | 前年11月1日～当年4月末日 |

1. 手続き方法について

配布されるパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)等の内容を確認いただき、「消防個人年金制度 コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

※記入方法は用紙に掲載の記入例を参照ください。

2. 留意事項について

掛金は下記の加入口数の範囲で変更が可能です。

※通算口数については限度があります。

| 払方 | 掛金 | 加入口数 (ゆうちょ銀行) | 加入口数 (ゆうちょ銀行以外) |
|-----|-----------|----------------------|----------------------|
| 月払 | 1口:1,000円 | 5口～200口(通算200口) | 10口～200口(通算200口) |
| 半年払 | 1口:1,000円 | 10口～1,000口(通算1,000口) | 10口～1,000口(通算1,000口) |

1-7

減口後に掛金払込を継続する加入口数は、月払は10口以上（ただし、ゆうちょ銀行の口座からの振り替えの場合は5口以上）、半年払は10口以上が必要となります。なお、減口のお取り扱いは次の事由に該当する場合のみとなります。①災害②疾病・障害③住宅の取得④教育⑤結婚⑥債務の弁済⑦その他掛金の払い込みに支障がある場合

また、減口部分の積立金は、減口時には払い出さず積み立てておきます。

掛金の払い込みの中止について

自由選択コースは全口減口（全部掛金払込中止）により、掛金の払い込みを全部中止することができます。ただし、税制適格コースの場合は、お取り扱いできません。

| 団体番号 | コース名 | 全口減口(全部掛金払込中止)の取扱い |
|-------------|---------|--------------------|
| 1582828-200 | 税制適格コース | × |
| 1582828-300 | 自由選択コース | ○ |

1. 手続き方法について

配布されるパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）等の内容を確認いただき、「消防個人年金制度コース加入・口数変更（増口減口）申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

2. 留意事項について

取り扱いは次の事由に該当する場合のみとなります。

- ①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済
- ⑦その他掛金の払い込みに支障がある場合

なお、全口減口（全部掛金払込中止）した口数分の積立金は、全口減口（全部掛金払込中止）時には払い出さず積み立てておきます。

1-8

氏名・住所等の変更（訂正）について

氏名・生年月日・住所・電話番号（携帯電話）等に変更（訂正）がある場合、また加入者証再発行を希望される場合は、第一生命ドリーム年金室コールセンターへご連絡ください。「消防個人年金制度 加入者用諸手続依頼書」を送付いたします。必要事項を記入し、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

なお、住所および電話番号（携帯電話）のみ変更（訂正）の場合は、加入者本人より第一生命ドリーム年金室コールセンターへお電話をいただければ変更ができます。

<重要>

ご登録住所からのお引越しや住所表示の変更等により、宛先不明で返送されるケースが増えております。大切なご案内をお届けすることができなくなりますので、住所および電話番号に変更がある場合、必ず変更のご連絡をお願いいたします。（携帯電話の登録も可）

第一生命保険株式会社 ドリーム年金室コールセンター
Tel.0120-110-090
受付時間:9:00-17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

掛金振替口座の変更について

掛金振替口座の変更を希望される場合は、第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。後日「消防個人年金制度 加入者用諸手続依頼書」を送付いたしますので、次のとおり手続きを行ってください。

※記入方法は用紙に掲載の記入例を参照ください。

1. 銀行、信用金庫、農協等の場合について

「消防個人年金制度 加入者用諸手続依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、「協会提出用」「第一生命提出用」および「金融機関提出用」を日本消防協会 年金共済部あてに提出してください。なお、口座振替のできる金融機関は次のとおりです。

都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、信漁連・漁協

※なお、信用組合、農業協同組合、信漁連、漁協については、都道府県によっては一部取扱いのできない場合があります。

2. ネット銀行をご利用の場合について

金融機関での銀行確認印のお取付は不要です。必要事項をご記入のうえ、

1. 日本消防協会提出用 2. 金融機関提出用 3. 第一生命提出用をご提出願います。ネット銀行を利用される場合は、ネット銀行のサイト等で口座振替の設定手続が必要な場合があります。ネット銀行からのメール、メッセージボックス等をご確認のうえ、有効期限内に手続きを完了してください。なお、消防個人年金制度の掛金の収納はみずほファクター株式会社が代行しております。

3. ゆうちょ銀行（郵便局）の場合について

ゆうちょ銀行（郵便局）備付の「自動払込利用申込書」により、ゆうちょ銀行（郵便局）で手続きを行った後、「消防個人年金制度 加入者用諸手続依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、「協会提出用」および「第一生命提出用」を日本消防協会 年金共済部に提出してください。なお、「金融機関提出用」は不要となりますので破棄してください。

4. 留意事項について

- ・ 両コースに加入している場合の掛金振替口座は同一の口座としてください。
- ・ 掛金振替口座は、加入者と同一名義の個人口座をご指定ください。
- ・ ゆうちょ銀行以外に掛金振替口座を変更する場合、金融機関での手続きに2ヶ月ほどお時間がかかる場合があります。

現在の積立金について

加入者本人より第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご照会ください。ご照会をいただいた時点の積立金試算を行い、ご回答いたします。将来にわたる試算はお受けできませんので承知おきください。

加入者証の再発行について

加入者証の再発行を希望される場合は、第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。再作成のうえ、後日登録いただいている住所あてに送付いたします。

2

給付金について

2-1

払込満了時の給付金受取方法について

お客さまご自身の目的にあった受取方法をご選択いただけます。

給付金をすぐに受け取りますか？

受け取らない

受け取る

掛金（保険料）の払込みを継続しますか？

給付金をどのように受け取りますか？

継続する

継続しない

A 掛金の払込を継続する

満了日を最長70歳まで延長することができます。なお、税制適格コースおよび自由選択コースの両方に加入されている場合は両コース共に延長されます。満了日を延長することにより、掛金のお払込み期間も最長70歳まで継続されます。
※70歳満了に達する前に脱退して給付金を受け取ることも可能です。

同封の封筒にて「公益財団法人 日本消防協会年金共済部」へ「**払込満了日延長手続用紙**」をご提出ください。「給付金請求書」「マイナンバー申告書」のご提出は不要です。

提出締切日：
加入期間満了月の前月 20日 まで

B 年金受給権を繰り延べる

繰延期間中は予定利率に基づき運用します。なお、繰延期間は変更できません（やむを得ず繰延を中止される場合および繰延期間中に亡くなられた場合は一時金でお支払いします）。また、税制適格コースおよび自由選択コースの両方に加入されている場合は、年金の支給開始時期は同時期となります（一方のコースを年金で受け取り、他方のコースを繰り延べることはできません）。

提出書類は同封されておりません。別途第一生命ドリーム年金室へお電話にてご請求ください。
☎ 0120-110-090
同封の「給付金請求書」「マイナンバー申告書」のご提出は不要です。ご提出の締切日を経過しての繰延のお手続きはできません。

提出締切日：
加入期間満了月の 20日 まで
【ご注意ください】年金を増額するために掛け金を一時払する場合は締切日が異なります。お申込みをご検討の際は、P16. **2-7** をご参照ください。

C 一時金で受け取る

払込満了時の積立金を一時金（一括）でお受け取りいただくことができます。一時金額は「受取方法選択内容のご案内」の給付金額に記載された金額となります。
※給付金請求書ご提出後、一時金から年金への変更はお取り扱いできません。

同封の封筒にて「公益財団法人 日本消防協会 年金共済部」へ下記をご提出ください。

1. 給付金請求書（本人確認書類を添付）
※本人確認書類の詳細は、給付金請求書の日本消防協会提出用をご確認ください。
2. 受取人のマイナンバー申告書類（受取金額が下記の場合提出）
・一時金受取・・・100万円超
・年金受取・・・年金月額（年金月額×12か月）20万円超

D 年金で受け取る

6つの年金種類からおひとつ選択することができます。
※P.6の「年金種類のご説明」に年金のしくみ・年金種類の詳細を記載しておりますので、ご参照ください。
※給付金請求書ご提出後、年金の種類の変更はお取り扱いできません。

払込満了時以外の 給付金受取方法について

| | 掛金払込み中の脱退の場合 | 加入者がなくなられた場合 |
|---------------------------|---|---|
| 年金 (※) | 6つの年金種類からおひとつ選択することができます。 P6.「年金種類のご説明」に、年金のしくみ・詳細を記載しておりますので、ご参照ください。 手続きにつきましては、P15. 2-4をご覧ください。 | |
| 一時金 | 脱退される時点での積立金を一時金(一括)でお受け取りいただくことができます。 手続きにつきましてはP14. 2-3をご覧ください。 両コースに加入されている方のみ、片コースの積立金を一時金で受け取りいただくことも可能です。 手続きにつきましてはP15. 2-6をご覧ください。 | 亡くなられた時点での積立金に掛け金1回分を加算した額をご遺族にお支払いいたします。 手続きにつきましては、P18. 2-11をご覧ください。 |
| 繰延 (※) | 最長10年間(年単位)を限度として、年金受給権の繰延ができます。 詳細につきましては、P17. 2-10をご覧ください。 | |
| 積立金の一部払い出し (自由選択コースのみ) | 自由選択コースに加入いただいている方が所定の事由に該当する場合、積立金の一部を受け取りいただけます。 手続きにつきましてはP15. 2-5をご覧ください。 | |

(※) 中途脱退の場合に年金を受け取りいただくための条件

- 税制適格コース：掛金払込み期間が10年以上かつ満40歳以上であること
- 自由選択コース：掛金払込み期間が1年以上かつ満40歳以上であること

掛金払込み中の脱退 (一時金受け取り)について

中途脱退一時金の受け取りとなります。第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。加入の内容を確認させていただき、手続きに必要な書類のご案内とともに、「消防個人年金制度 給付金請求書」と「マイナンバー(個人番号) 申告書類」をお送りいたします。給付金請求書に必要な書類をお取り揃えのうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

《必要書類》

- ・ 給付金請求書
- ・ 受取人の本人確認書類(※1)
- ・ 受取人のマイナンバー(個人番号) 申告書類(※2)

- (※1) 本人確認書類(①～④のいずれか1つ)をご提出ください。
- ① マイナンバーカードのオモテ面(顔写真がある面)のコピー
 - ② 運転免許証のコピー
 - ③ 印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの・コピー不可)
 - ④ 健康保険の資格確認書のコピー

- (※2) お受け取り金額が100万円を超える場合に必要です。
申告書は、同封の専用封筒に封緘して提出してください。
加入者が亡くなられた場合の手続きにつきましては2-11をご覧ください。

掛金払込み中の脱退 (年金受け取り) について

掛金払込み中での年金の受け取りにつきましては所定の条件を満たしていることが必要となります。所定の条件につきましては [2-2](#) 払込満了時以外の給付金受取方法について(年金)]を確認ください。

第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。加入の内容を確認させていただき、手続きに必要な書類のご案内とともに、「消防個人年金制度 給付金請求書」と「マイナンバー（個人番号）申告書類」をお送りいたします。給付金請求書に必要な書類をお取り揃えのうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。選択いただける年金の内容につきましてはP6.「年金種類のご説明」をご参照ください。
※マイナンバー（個人番号）申告書類は、お受け取り金額が年額20万円を超える場合に必要です。申告書は、同封の専用封筒に封緘して提出してください。

積立金の一部払い出しについて

自由選択コースに加入されている方が、所定の事由に該当する場合、下記の取扱時期に限り、積立金の一部を受け取りいただくことができます。ただし、掛金の払い込みを全口減口（全部掛金払込中止）([1-7](#)) されている場合はお取り扱いできません。

| 取扱い日 | 一部払出請求書類提出時期 |
|------|---------------|
| 1月 | 11月20日～12月20日 |
| 7月 | 5月20日～6月20日 |

なお、1口1万円単位、払い出し金額20万円以上にてご請求ください。
取り扱いは次の事由に該当する場合のみとなります。

①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済

一部払い出しを必要とする場合は、第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。加入の状況を確認させていただき、「消防個人年金 一部払出請求書」と「マイナンバー（個人番号）申告書類」を送付いたします。記入いただきましたら、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

※マイナンバー（個人番号）申告書類は、お受け取り金額が100万円を超える場合に必要です。申告書は、同封の専用封筒に封緘して提出してください。

コース脱退の手続きについて

掛金払込期間中に、税制適格コース・自由選択コースの両方に加入している加入者が片方のコースを脱退される場合、その時点での当該コースの積立金をコース脱退一時金としてお支払いいたします。

手続きに際しては、第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。加入の状況を確認させていただき、手続きに必要な書類のご案内とともに、「消防個人年金 コース脱退一時金請求書」と「マイナンバー（個人番号）申告書類」を送付いたします。

請求書および必要書類をお取り揃えのうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

※マイナンバー（個人番号）申告書類は、お受け取り金額が100万円を超える場合に必要です。申告書は、同封の専用封筒に封緘して提出してください。

払込満了時の積立金積増し (一時払)の申し込みについて

払込満了時に年金での受け取りを選択される場合には、今までの積立金とは別に一括で掛金を払い込みいただくことで、年金原資の積増しができます。

この一時払は1口=10,000円の口数制です。10口以上1,000口以下(10万円以上1,000万円以下)でお取り扱いいたします。

なお、確定年金を選択の場合には払込満了時の積立金額と1,000万円のいずれか小さい金額が限度となります。

| 払方 | 掛金 | 加入口数 (ゆうちょ銀行) | 加入口数 (ゆうちょ銀行以外) |
|----------|------------|------------------|--------------------|
| 払込満了時一時払 | 1口:10,000円 | 10口~1,000口 | 10口~1,000口 |

1. 手続き方法について

払込満了と同時に申し込みを希望される場合は払込満了月の前月20日までに「給付金請求書」に申込金額を記入のうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

※払込満了による年金受給権繰延申請時に申し込みを希望される場合には「年金受給権繰延申請書」に申し込み金額を記入のうえ、払込満了月の前月20日までに、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

2. 留意事項について

- ・払込満了時一時払掛金より保険事務費を控除した額を積立てます。
- ・締切りを過ぎますとお取り扱いできませんので、ご注意ください。
- ・掛金の払い込みを全口減口(全部掛金払込中止) (1-7) されている場合はお取り扱いできません。
- ・脱退日の属する月の26日に掛金を自動振替します。通常の掛金振替(月払または半年払)に加えて振替します。

※振替日が土日祝日に該当した場合は翌営業日に振り替えられます。

払込満了の際の請求手続きについて

帳票見本

P.24

払込満了月の約3ヶ月前に、日本消防協会より「受取方法選択内容のご案内」と「給付金請求書」と「マイナンバー(個人番号)申告書類」および、「払込満了日延長手続用紙」を送付いたします。ご案内にもとづき「受取方法選択内容のご案内」に記載の受け取り方法から1つを選択してください。

以下の必要書類をお取り揃えのうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

《必要書類》

- ・給付金請求書
 - ・受取人の本人確認書類(※1)
 - ・受取人のマイナンバー(個人番号)申告書類(※2)
- (※1) 本人確認書類(①~④のいずれか1つ)をご提出ください。
- ①マイナンバーカードのオモテ面(顔写真がある面)のコピー
 - ②運転免許証のコピー
 - ③印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの・コピー不可)
 - ④健康保険の資格確認書のコピー
- (※2) お受け取り金額が以下の場合に必要です。
- 申告書は、同封の専用封筒に封緘して提出してください。
- ・年金：年額20万円を超える場合
 - ・一時金：100万円を超える場合

払込満了延長手続きについて

払込満了日をむかえた後も、最長70歳まで掛金の払い込みを継続して、払込満了日を延長することができます。

延長を希望される場合は、「受取方法選択内容のご案内」に同封の「払込満了日延長手続用紙」を記入のうえ、払込満了日の前月20日までに日本消防協会 年金共済部に提出してください。(払込満了日延長手続き完了のお知らせはしておりません。)

延長手続き後、70歳より前に中途脱退することは可能です。所定の条件を満たしていれば年金受取や繰延も可能です。

年金の受け取りを先に延ばしたい場合 (年金を受け取りいただける方のみ)

1. 手続き方法について

繰延のお取り扱いができます。繰延とは、年金開始の時期を先に延ばし、年金開始の時期が到来したときに、受取方法を決定していただくものです。繰延を希望される場合は脱退月の1ヶ月前までに第一生命ドリーム年金室コールセンターまでご連絡ください。契約内容を確認し、登録いただいている住所に「消防個人年金制度 年金受給権繰延申請書」を送付いたします。「消防個人年金制度 年金受給権繰延申請書」がお手元に届きましたら、必要事項をご記入のうえ、加入者印を押印いただき、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

手続きが完了しましたら、「年金受給権繰延通知書兼残高通知書」を送付いたしますので記載内容を確認ください。

2. 留意事項について

- ・繰延年数は、1年単位で最長10年です。なお、繰延選択以後は、繰延期間の変更（延長・短縮）のお取り扱いはできません。
- ・繰延期間中は、掛金の払い込みは中止となり、再開することはできません。また、繰延期間中の増口加入および一部払い出しもできませんのでご注意ください。
- ・税制適格コースにおいて確定年金を請求する場合は、税法上の規定により満60歳以上となるまで年単位で繰り延べる必要があります。
- ・税制適格コース、自由選択コースの両方に加入している場合は、両コースとも同一の繰延期間とし、年金開始日を同一にさせていただきます。
- ・払込満了による年金受給権繰延申請時は、「年金受給権繰延申請書」を払込満了月の20日までに、日本消防協会 年金共済部に提出してください。
- ・中途脱退による年金受給権繰延申請時は、脱退月の20日までに日本消防協会 年金共済部に提出してください。
- ・払込満了時に積立金積増し（一時払）の申し込みをする場合には、払込満了月の前月20日までに、日本消防協会 年金共済部に提出してください。
- ・繰延を解消する場合は、その時点での積立金を一括してお受け取りいただきます。その場合は年金での受け取りはできませんのでご注意ください。

加入者が亡くなった際の手続きについて

遺族一時金のお支払いとなりますので、第一生命ドリーム年金室コールセンターあてにご連絡ください。

加入の内容を確認させていただき、手続きに必要な書類の案内とともに、「消防個人年金 給付金請求書」と「マイナンバー（個人番号）申告書類」を送付いたします。

給付金請求書および必要書類をお取り揃えのうえ、日本消防協会 年金共済部に提出してください。

《必要書類》

- ・給付金請求書 ・加入者の死亡除籍済の戸籍謄本 ・受取人の本人確認書類
- ・受取人のマイナンバー（個人番号）申告書類
- ・受取人の戸籍謄本（加入者と受取人が同一戸籍上にある場合は不要です。）

※本人確認書類につきましては、次の①～④のいずれか1つを提出してください。

- ①マイナンバーカードのオモテ面（顔写真がある面）のコピー②運転免許証のコピー
- ③印鑑登録証明書④健康保険の資格確認書のコピー

※マイナンバー（個人番号）申告書は、同封の専用封筒に封緘して提出してください。

※印鑑登録証明書・戸籍謄本等の公的書類は発行から6ヶ月以内のもの（コピー不可）を提出してください。

給付金の受け取り方法(送金方法)について

加入者から提出いただいた給付金請求書を日本消防協会にて受け付け後、その請求書に記載された金融機関（銀行・信金・農協等）の口座に第一生命から給付金を送金いたします。

| 年金による受け取り | 年金の送金時期（※1） | |
|-----------|---------------------|-------------------------------|
| | 毎年3月、6月、9月、12月の各15日 | 送金月までの3ヶ月分をまとめてお支払いいたします。（※2） |

（※1）15日が土日祝日の場合、送金はその前営業日になります。

（※2）年金開始日と年金支払月の関係で、初回および最終回の送金額が3ヶ月分とならない場合があります。

一時金による受け取りにつきましては、全ての必要書類が整っていること、脱退日が到来していること、および脱退月迄の保険料の払い込みを保険会社で確認できた後に支払いの手続きをいたします。

3-1

積立金残高のお知らせについて

帳票見本

P.25

1. 発行対象について

計算基準日以前に加入し、作成日時時点で継続加入中の加入者について、お払込み保険料累計額と積立金残高をお知らせしております。

なお、作成日において、既に脱退・繰延済の方は作成されません。

2. 送付日、送付内容等について

「積立金残高のお知らせ」は、毎年8月中旬から9月上旬に送付いたします。

税制適格コースと自由選択コースの両方に加入されている場合は1枚のお知らせにて、各コースのお払込み保険料累計額と積立金残高をお知らせしております。

3-2

生命保険料控除について

帳票見本

P.26

1. 生命保険料控除について

その年の1月1日から12月31日までの保険料（掛金から制度運営費を除いた額）の一定額が税制適格コースは個人年金保険料控除、自由選択コースは一般の生命保険料控除の対象となり所得税・住民税が軽減されます。

（所得税法第76条、地方税法第34条・同法第314条の2）

■所得税

| 1年間に支払った保険料の金額 | 所得控除額 |
|--------------------|--------------------------------|
| 25,000円以下 | 支払った保険料の全額 |
| 25,000円超50,000円以下 | (支払った保険料の全額) × 1/2 +12,500円 |
| 50,000円超100,000円以下 | (支払った保険料の全額) × 1/4 +25,000円 |
| 100,000円超 | 一律50,000円 |

■住民税

| 1年間に支払った保険料の金額 | 所得控除額 |
|-------------------|--------------------------------|
| 15,000円以下 | 支払った保険料の全額 |
| 15,000円超40,000円以下 | (支払った保険料の全額) × 1/2 +7,500円 |
| 40,000円超70,000円以下 | (支払った保険料の全額) × 1/4 +17,500円 |
| 70,000円超 | 一律35,000円 |

●個人年金保険料控除と一般保険料控除の控除額計算方法は同じです。

※生命保険料控除税制の改正について

2012年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました（以下、新制度）。なお、2011年12月31日以前にご契約いただいております拠出型企業年金保険契約におきましては、従来の制度（以下、旧制度）が適用となりますので、変更はありません。

消防個人年金（本制度）につきましては、団体契約を2011年12月31日以前に締結しているため、旧制度が適用となり変更はありません。

他にご加入の保険契約があり、旧制度と新制度の両方で控除を受ける場合、合計額が控除額となりますが、適用限度額は新制度の限度額となります。また、どちらか一方を選択することもできますが、契約の内容により、控除限度額や取扱いが異なりますので、個別の税務取扱い等は、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

2. 送付日、送付内容等について

「生命保険料控除証明書」は毎年10月下旬～11月上旬に登録の住所に順次発送いたします。なお、当年度10月1日～12月1日付新規加入者は、下記のとおり発送いたします。

| 新規加入日 | 発送日 |
|-------|-------|
| 10月1日 | 11月中旬 |
| 11月1日 | 12月中旬 |
| 12月1日 | 1月中旬 |

なお、初回保険料が振り替えできなかった場合は証明額の記載はございません。ご参考欄については、12月分迄の見込み額で記載いたします。

※ 10月作成以降の増口・減口につきまして、追加発行は行いません。変更後金額の証明が必要な場合は第一生命ドリーム年金室コールセンターへご依頼ください。

※ 税制適格コースと自由選択コースの両方に加入されている場合は1枚の控除証明書にて個人年金保険料と一般の生命保険控除の両方を証明しております。

3 - 3

給付金の税法上の取り扱いについて

給付金に対する税務上の取り扱いは、次のとおりです。

・**脱退一時金**…一時所得の対象となり最高50万円の特別控除が適用されます。(所得税法第22条、34条、同法施行令第183条) $\text{課税対象額} = (\text{脱退一時金} - \text{払込保険料} * \text{累計額} - (\text{最高} 50 \text{万円})) \times 1/2$

※保険料とは掛金から制度運営費を除いた額です。

・**遺族一時金**…相続税の対象となります。なお、受取人が法定相続人の場合は「法定相続人数×500万円まで」が非課税です。(相続税法第3条・同法第12条)

・**年金**…原則、雑所得の対象となります。(所得税法第35条) 雑所得の金額は、その年中に支払を受けた年金の額から、その金額に対応する払込保険料を差し引いた金額です。

なお、源泉徴収対象額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税(2013年1月以降は復興特別所得税を含む)を源泉徴収します。(所得税法第207条・208条・209条、同法施行令第326条)

なお、積立期間中の課税はされません。

税務の取り扱いについては、2026年4月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

3 - 4

積立金の元本割れについて

加入期間が短い場合には、所定の利率により算出された利息よりも、事務手数料等の控除する金額の方が大きいため、結果的に積立金残高が掛金払込累計額を下回る場合があります。積立金は掛金より日本消防協会の制度運営費、保険会社の保険事務費等、遺族給付金の財源となる遺族特約保険料を控除し、所定の利率で利息を付けて計算されます。

消防個人年金制度は将来の年金受け取りを目的とした制度であり、短期間の加入を目的とした商品ではございませんのでご注意ください。

繰延後のお知らせ等について

1. 繰延期間中のお知らせ

毎年一回、応当月の約1ヶ月前に「繰延期間中の内容のお知らせ」を送付いたします。
 なお、繰延期間中に住所等の変更がある場合には、「繰延期間中の内容のお知らせ」に同封の「繰延期間中に関する変更連絡票」に記入・押印のうえ第一生命あて提出してください。住所変更を行っていないと、その後の案内の送付ができなくなりますので変更があった場合は、必ず提出してください。



2. 繰延期間終了時のお知らせ

繰延期間終了の約2ヶ月前に、「繰延期間終了のお知らせと給付金請求のご案内」を送付いたします。この案内を参照のうえ、同封の給付金請求書に記入・押印のうえ必要書類とともに第一生命に提出してください。

生命保険契約者保護機構について

第一生命は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻保険会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

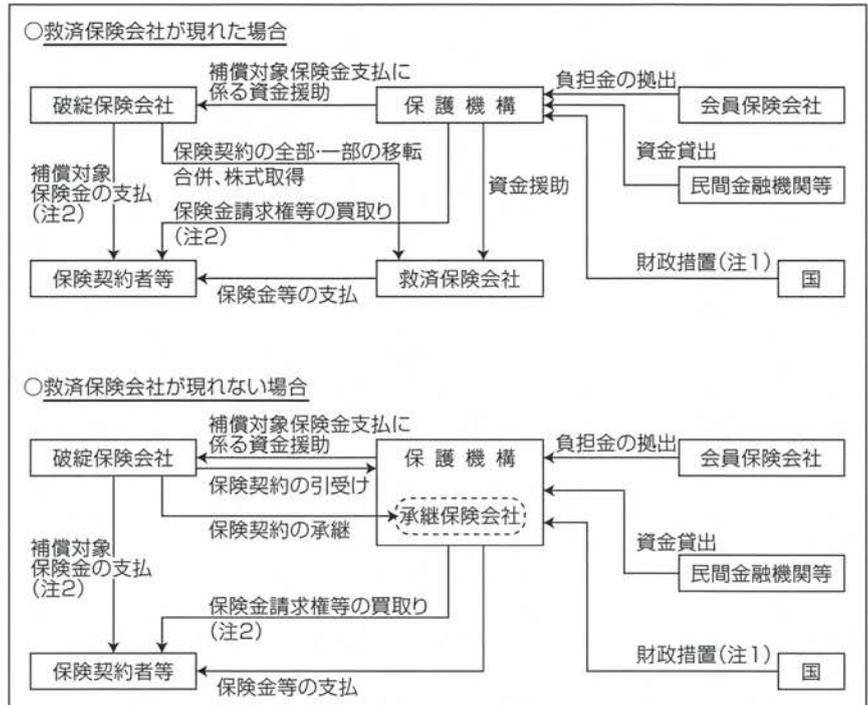
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、第一生命又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者の保護の仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

「受取方法選択 内容のご案内」 見本

受取方法選択内容のご案内 (自由選択コース)

作成日 令和 * 年 * 月 * 日 1/3

消防個人年金制度

永年にわたり本制度にご加入いただき、まことにありがとうございます。
このたび、ご加入期間満了(または脱退)における給付金額ならびに給付金お受取方法をご案内申し上げます。
第一生命保険株式会社
ドリーム年金室 TEL0120-110-090
団体番号 : 1582828-***
加入者番号 : 0000000123

〒111-2222

トウキョウト〇〇ク 〇〇 1-1

加入者名 **ダイチ タロウ** 様

積立金を一時金にて受け取りされる場合の金額を記載しています。

| 加入期間満了日 (または脱退日) | 保険料最終払込年月 | | 払込保険料累計額 | 一時金受取金額 |
|---------------------|-----------|---------|----------|---------|
| 令和15年1月31日 | 月払 | 令和15年1月 | ***** | ***** |
| | 半年払 | 令和15年1月 | | |

年金受取金額表の詳細は2ページ【年金受取金額表の見方】をご参照願います。

契約の満期(払込満了日)を記載しています。請求いただく際に提出される給付金請求書の「脱退年月日」に相当します。

金額が記載されている年金の型が受け取り可能な年金種類です。

| 年金受取金額表 (年金月額・年金開始時期) | | | |
|-------------------------|------------------------------|-------|-------|
| 年金支払時期 | 年 4 回 (3月・6月・9月・12月の15日) | | |
| 1回のお支払方法 | 下記記載の上段の金額を 3 月分まとめてお支払いします。 | | |
| 年金種類 | 即時開始 | 5年繰延 | 10年繰延 |
| | 年金月額 (上段)・年金受取総見込額 (下段) | | |
| 10年確定年金 | ***** | ***** | ***** |
| 10年確定年金 逓増減型 (参照1) | ***** | ***** | ***** |
| 10年確定年金 逓増減型 (参照2) | ***** | ***** | ***** |
| 15年確定年金 | ***** | ***** | ***** |
| 10年保証終身年金 | ***** | ***** | ***** |
| 10年保証終身年金 逓増減型 (参照3) | ***** | ***** | ***** |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

年金受給権の繰延については、本冊子P.17をご覧ください。

加入期間満了日(または脱退日)までに所定の書類にて、お早めにお手続きください。

「積立金残高のお知らせ」見本

《表紙》

郵便はがき

料金後納郵便

〒111-2222
トウキョウト 〇〇ク 〇〇 1-1

親展

ダイイチ タロウ 様

積立金残高のお知らせ在中

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館
公益財団法人 日本消防協会
年金共済部
(受託会社) 第一生命保険株式会社
ドリーム年金室
(お問い合わせ先) 0120-110-090

1582828-200.300
12345

登録住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

照会先・電話番号を記載しております。

《内側》

消防個人年金制度
積立金残高のお知らせ
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
契約につきまして、お知らせ致します。

作成日 令和〇〇年8月31日

内容のご説明

- ・お払込み保険料累計額および積立金残高は計算基準日時点でご加入継続中であり、保険料が全額入金されたものとして算出しております。
- ・お払込み保険料累計額につきましては、お支払いいただいた掛金から運営事務費を控除した金額となります。
- ・積立金残高につきましては、お払込みいただいた保険料から保険事務費等を控除した金額を積立させていただいておりますため、お払込み保険料累計額を下回る場合がございます。

払込満了日：掛金の払い込みが完了する日付を記載しております。

法人 日本消防協会

| | |
|--------|-----------------|
| 団体番号 | 1582828-200.300 |
| 所属 | 999999 |
| ご加入者番号 | 12345 |
| ご加入者名 | ダイイチ タロウ 様 |
| 払込満了日 | 令和12年7月31日 |

計算基準日 令和〇〇年6月30日 現在 (円)

| | お払込み保険料累計額 | 積立金残高 |
|------|------------|---------|
| Aコース | 178,200 | 178,395 |
| Bコース | 118,800 | 118,901 |
| | 297,000 | 297,296 |

Aコース：税制適格コース
Bコース：自由選択コース

当社へお払込みいただいた保険料の累計額
積立金残高……………計算基準日現在の積立金合計額

積立金残高：計算基準日時点の積立金です。

連絡事項を記載しております。

通信欄

- ・登録住所・氏名・電話番号等に変更が生じた場合、下記お問い合わせ先にご連絡ください。
- ・制度の主な内容・随手続き等については、日本消防協会ホームページ (<http://www.nissho.or.jp/>) に掲載の「消防個人年金 加入者のしおり」をご確認ください。

【お問い合わせ先】
第一生命保険株式会社 ドリーム年金室 コールセンター
電話 0120-110-090
9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

お払込み保険料累計額・積立金残高：
計算基準日までの保険料が全額入金されたものとして算出しております。
月払：6月引き去り分まで反映されています。
半年払：1月引き去り分まで反映されています。
一時払：6月引き去り分まで反映されています。

「生命保険料控除証明書」 見本

【例】

- * 税制適格コース（個人年金） お払込掛金額
月払：¥10,000
半年払：¥30,000
随時一時払：¥1,000,000
- * 自由選択コース（一般） お払込掛金額
月払：¥10,000
半年払：¥30,000

証明日現在の振替済掛金額より制度運営費を控除した金額となります。
(一時払は制度運営費はありません)

月払・半年払・一時払の合算金額となっております。

生命保険料控除証明書の再作成が必要な場合は、第一生命ドリーム年金室コールセンターへご依頼ください。再作成のうえ後日、登録の住所へ送付いたします。

* 個人年金用：税制適格コース
* 一般用：自由選択コース
両コースに加入されている場合、1枚の控除証明書にて個人年金および一般保険料控除の両方を証明しております。

《内側》

生命保険料控除証明書

(個人年金用・一般用)

証明年度 令和1年度 適用制度 旧生命保険料控除制度
ご加入者名 ダイイチ タロウ 様

| | | | | | |
|-------------|-------------------------|---------|-----------|---------------|--------------|
| 加入者番号 | 12345 | 保険種類 | 拠出型企業年金保険 | ご加入日 | 平成 22年 7月 1日 |
| 保険料払込期間 | 20年 | 保険料払込期間 | 20年 | 年金支払開始日 | 令和12年8月1日 |
| 個人年金 | 20年 | 一般 | 20年 | 年金支払期間 | 10年 |
| 年金お受取人 | ダイイチ タロウ 様 昭和40年 7月 15日 | | | | |
| 個人年金保険料 (A) | 1148500円 | 配当金 (B) | 0円 | 個人年金証明額 (A-B) | 1148500円 |
| 一般生命保険料 (C) | 148500円 | 配当金 (D) | 0円 | 一般証明額 (C-D) | 148500円 |
| 団体番号 | 1582828-200.300 | | | | |
| 団体名 | 公益財団法人 日本消防協会 | | | | |

お支払状況

| | | |
|---------|-----|---------------------|
| 個人年金保険料 | 月払 | 1年9月分までお払込済み(払込継続中) |
| | 半年払 | 1年7月分までお払込済み(払込継続中) |
| 一般保険料 | 月払 | 1年9月分までお払込済み(払込継続中) |
| | 半年払 | 1年7月分までお払込済み(払込継続中) |

ご参考 証明日以降本年中に12月分までの保険料をお払込みいただいた場合の申告額は次のとおりとなります。

| 区分 | 年間保険料(A') | 配当金(B') | ご申告額(A'-B') |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 個人年金用 | 1178200円 | 0円 | 1178200円 |
| 一般用 | 178200円 | 0円 | 178200円 |

上記のとおり証明いたします。
証明日 令和1年 10月 10日

本年1月(または加入日)から本年12月までの予定保険料となります。
月払・半年払・一時払の合算金額となっております。
(全額入金されたものとして算出しております。)

《表紙》

郵便はがき

〒111-2222
トウキョウト 〇〇ク 〇〇 1-1

料金後納郵便

親展
重要

ダイイチ タロウ 様

生命保険料控除証明書

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館
公益財団法人 日本消防協会
年金共済部
(受託会社) 第一生命保険株式会社
ドリーム年金室

ご照会先 ドリーム年金室
電話番号 0120-110-090 (フリーダイヤル)
K0J*0000012345*1582828200.300
999999

加入者番号 団体番号

消防団コード
(所属コード)

ご加入日(注1)において、適用制度(旧制度)を表示しております。
書をお送りいたします。年末調整・確定申告時までに大切に保管ください。

加入日から掛金払込満了日までの年数(端数月は切り捨て)となります。
[税制改正の内容については裏面をご覧ください。]

* 申告時のご留意事項*

1. 個人年金保険料控除を受ける場合は、必ずこの証明書を申告書に添付してください。
証明書の申告書への添付については、裏面もご参照ください。
2. 証明日(注3)までの保険料のお払込状況を記載しております。証明日以降の支払状況は記載していません。
3. 月払・半年払の証明日現在の掛金最終払込月を記載しております。(一時払の記載はございませんが、証明額には含まれております。)
* 払込継続中：証明日現在有効の方
* 払込停止：証明日現在脱退済または全額減口(全部掛金払込中止)の方
4. 配当金は積立金の積み増しに充当しますので、証明書の「配当金」欄は0円で表示しております。
5. 生命保険料控除の対象となる保険料とは、お払込みいただいた掛金から運営事務費を控除した金額となります。
6. ご加入日(注1)につきましては、個人年金と一般の両契約にご加入の場合、いずれか先に加入いただいた日を記載しております。
7. この証明書は、税務申告以外には使用できません。
8. この証明書の記載事項を訂正した場合は無効となります。
9. この証明書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

消防個人年金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）定款第5条の規定に基づき、消防職員、消防団員並びに都道府県消防協会及び日本消防協会の役職員（以下「消防職団員等」という。）の老後の生活の安定と福祉の向上に資するための消防個人年金制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加入資格)

第2条 本制度に加入できる者は、消防職団員等で年齢が満15歳以上満69歳未満の者とする。

2 加入者が消防職団員等でなくなったときは、継続加入できるものとする。

(選択コース区分と加入時の年齢)

第3条 加入者は、次のいずれかのコースに加入するものとする。ただし、両方のコースに加入することもできる。

- (1) 自由選択コースは、年齢が満15歳以上満64歳未満の者が加入できる。なお、満64歳以上満69歳未満の者が加入を希望する場合、本コースにより加入するものとする。（所得税法第76条第3項の要件を満たす制度であり、このコースの加入者が払い込んだ掛金については所得税法第76条第1項に定める生命保険料に該当し、生命保険料の対象となる。）
- (2) 税制適格コースは、年齢が満15歳以上満55歳未満の者が加入できる。
なお、満55歳以上満60歳未満の者が加入を希望する場合、加入することができるものとする。（所得税法施行令第211条の要件を満たす制度であり、このコースの加入者が所得税法第76条第4項及び所得税法施行令第212条の要件を満たす場合には、その払い込んだ掛金については、所得税法第76条第2項に定める「個人年金保険料」に該当し、個人年金保険料控除の対象となる。）

(加入日)

第4条 加入日は、第7条第1項に規定する掛金の種類の半年払、月払と半年払の併用払（以下「半年払等」という）、又は半年払等と一時払の併用払で申込む場合は毎年1月1日及び7月1日の年2回とし、月払又は月払と一時払の併用払で申込む場合は毎月1日の年12回とする。

(加入口数の増口及び減口)

第5条 加入者は、掛金口数を増口することができる。また、減口もできるものとする。ただし、減口は次の事由に該当した場合に限るものとし、掛金の払い出しはできないものとする。

- (1) 災害
 - (2) 疾病、障害
 - (3) 住宅の取得
 - (4) 教育（親族の教育を含む。）
 - (5) 結婚（親族の結婚を含む。）
 - (6) 債務の弁済
 - (7) その他加入者が掛金の拠出に支障ある場合
- 2 増口及び減口の時期は、前条の規定により加入日を年2回としている掛金の種類により加入した者は、加入後の1月1日又は7月1日に取り扱えるものとし、年12回としている掛金の種類により加入した者は加入後毎月1日に取り扱えるものとする。なお、一時払いの増口は加入後の1月1日又は7月1日に取り扱えるものとする。

(脱退および脱退の時期)

第6条 次の各号の一に該当したときは、加入者は本制度から脱退する。

- (1) 加入者が脱退を希望したとき。
 - (2) 加入者が死亡したとき。
 - (3) 第8条第1項に定める掛金の納付を延滞したとき。
- 2 脱退の時期は、申し出の日または脱退事由の生じた日とする。

第2章 掛金

(掛金の種類、単位及び口数)

第7条 掛金は、月払、半年払、月払と半年払の併用払及び一時払とし、一口の単位、最低口数及び最高口数は、次表のとおりとする。ただし、一時払は、月払、半年払又は月払と半年払の併用払を行う場合に限り選択できるものとする。

| 種類 | 一口の単位 | 最低口数 | 最高口数 |
|-----|---------|----------------------|--------|
| 月払 | 1,000円 | 10口 (別に定める場合には5口) | 200口 |
| 半年払 | 1,000円 | 10口 | 1,000口 |
| 一時払 | 10,000円 | 10口 | 1,000口 |

- 2 加入者は、最低口数以上1口単位で、最高口数を限度として加入時に選択するものとする。
- 3 増口する場合の口数は、加入時口数と増口口数を合算して、最高口数を限度とする。
- 4 減口する場合の口数は、最低口数を下回ることとはできないものとする。

(掛金の納付及び払込満了日)

第8条 掛金は、別に定める納付期日までに、協会に納付する。
2 掛金の払込は、第12条第2項に規定する年金開始年齢である満65歳に達した日の属する月の末日までとする。ただし、同項同条ただし書きにより、加入者の希望により年金開始年齢を満70歳とした者については、第12条第2項ただし書きに規定する満70歳に達した日の属する月の末日とする。
3 第3条各号なお書きにより加入した者の掛金の払込は、満70歳に達した日の属する月の末日までとする。

(一時払の取扱い)

第8条の2
第4条に規定する一時払の併用払で申込みを行った者の一時払の掛金の払込みは、前条第1項に定める納付期日の最初の払込時に納付するものとする。なお、当初の加入において月払、半年払又は月払と半年払の併用払で申込んだ者が、加入期間中において又は最終払込満了時に一時払を行いたい場合は、別に定める申込書にその都度申込手続きを行ったうえ納付するものとする。
3 自由選択コースの加入者は、前条第4項の規定にかかわらず、全口減口により掛金の払込を中止することができる。ただし、次の事由に該当した場合に限るものとする。
(1) 災害
(2) 疾病、障害
(3) 住宅の取得
(4) 教育（親族の教育を含む。）
(5) 結婚（親族の結婚を含む。）
(6) 債務の弁済
(7) その他加入者が掛金の拠出に支障ある場合
4 税制適格コースの加入者は、全口減口により掛金の払込を中止することはできないものとする。

(効力の発生)

第9条 加入による効力の発生は、第4条に定める加入日（第5条に定める増口を行う場合は同条に定める日）から発生する。

(効力の消滅)

第10条 加入による効力は、第6条第2項に定める日の翌日から消滅する。

第3章 給付

(給付の種類)

第11条 本制度の給付は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本年金
- (2) 中途脱退年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(年金)

第12条 加入者は年金開始年齢に達した日の属する月の末日に、基本年金の受給権を取得する。
また、年金開始日は年金受給権を取得した日の翌月1日とする。
2 年金開始年齢は満65歳とする。ただし、加入者の希望により、年金開始年齢を満70歳とすることができる。
3 年金の受給権を取得した加入者は、受給権取得時に次の年金の中から一つを選択するものとする。
(1) 10年確定年金（年金開始後10年間、年金受給者の生死にかかわらず支給される。3%逦増型、定額型、5年前厚型）
(2) 10年保証終身年金（年金開始後10年間、年金受給者の生死にかかわらず支給され、その後は年金受給者が生存している限り支給される。3%逦増型、定額型）
(3) 15年確定年金（年金開始後15年間、年金受給者の生死にかかわらず支給される。定額型）
4 保証期間内に年金受給者が死亡した場合は、その遺族に残余の期間中年金を支払うものとする。
5 加入者は、年金受給権の取得を1年単位で最長10年まで繰り延べるることができる。ただし、繰り延べ期間の変更はできないものとする。なお、税制適格コースと自由選択コースの両方に加入している場合は、両コースとも同一の繰り延べ期間とし、年金開始時期は同一とする。
6 自由選択コースでは、年金月額が1万円に満たない年金は選択できないものとする。すべての年金が選択できない場合は年金に代える一時金の支払いとする。

(年金月額)

第13条 年金月額は、年金開始日における積立金を年金の種類に応じ

た年金現価率で除した額と年金開始後の配当金に基づいて計算された額の合計額とする。

(年金に代える一時金)

- 第14条 年金の受給権を取得した加入者が年金開始時に年金に代えて一時金を受け取ることを希望する場合は、年金開始時における積立金を支払う。
自由選択コースにあっては加入者は一部を一時金で受け取り、残りを年金で受け取ることもできる。
ただし、年金月額が1万円未満となるときは、年金の支払いに代えて一時金で支払う。
- 2 年金受給中に、保証期間に対する年金の支払いに代え、一時金の支払いを希望する場合は、10年確定年金及び15年確定年金にあっては、保証期間の残余期間に応ずる年金現価相当額を、10年保証終身年金にあっては支払い残余保証期間に対応する年金現価相当額を一時金として支払う。
- 3 10年保証終身年金を選択し、前項の規定により一時金を受給した者が保証期間経過後生存している場合には終身年金を支払う。
- 4 第2項の規定は、第12条第4項の遺族についてもこれを準用する。

(遺族一時金)

- 第15条 加入者が年金受給権取得前に死亡により脱退したときは、遺族一時金を支払う。
遺族一時金の額は加入者死亡時の積立金に掛金一回分相当額を加算した金額とする。ただし、払込全部中止中および年金受給権繰り延べ中の死亡の場合の遺族一時金の額は加入者死亡時の積立金相当額とする。

(脱退一時金)

- 第16条 加入者が年金受給権取得前(繰り延べ期間中も含む。)に死亡以外の事由により脱退したときには脱退一時金として脱退時の積立金を支払う。

(中途脱退年金)

- 第17条 加入者は、自由選択コースにおいては加入1年以上かつ満40歳以上で脱退したとき、税制適格コースにおいては加入10年以上かつ満40歳以上で脱退したときに、中途脱退年金の受給権を取得する。
- 2 中途脱退年金の種類は次のとおりとする。
(1) 10年確定年金(3%逡増型、定額型、5年前厚型)
(2) 10年保証終身年金(3%逡増型、定額型)
(3) 15年確定年金(定額型)
- 3 税制適格コースの加入者で満60歳未満の場合は10年保証終身年金しか選択できないものとする。
10年確定年金及び15年確定年金を選択する場合は、満60歳まで年金受給権の取得を繰り延べるものとする。

(中途脱退年金に代える一時金)

- 第18条 中途脱退年金の受給権を取得した加入者が、年金の支払いに代え一時金の支払いを希望する場合は、保証期間の残余期間に応じた年金現価相当額を一時金として支払う。

(給付の時期)

- 第19条 給付の時期は、次に定めるところによる。
(1) 年金は、毎年3月、6月、9月及び12月に当月分までの3箇月分をそれぞれ支給する。なお、第1回支払い額は年金開始日以降最初に到来する年金支払い月までの分とする。
(2) 遺族一時金、脱退一時金は請求により、速やかに支給する。

(給付金の請求および決定)

- 第20条 給付金受取人は、給付金支給事由が生じたときは、書面をもって協会に請求するものとする。
- 2 前項により年金の請求があったときは、前条第1号に定める年金の支給を開始する年金証書を交付する。

(一部払い出しの取り扱い)

- 第21条 自由選択コースの加入者で、次の事由に該当した場合、解約することなく20万円以上を1万円単位で現金を引出すことができる。
(1) 災害
(2) 疾病、障害
(3) 住宅の取得
(4) 教育(親族の教育を含む。)
(5) 結婚(親族の結婚を含む。)
(6) 債務の弁済
- 2 一部引出しの時期は、1月又7月に取り扱えるものとする。

第4章 制度の管理運営

(制度の運営)

- 第22条 本制度に関する次の事項については、協会の福祉共済事業等運営委員会の議を経る。
(1) 規約の変更
(2) 毎事業年度の事業計画及び予算
(3) 毎事業年度の事業報告、財務諸表及び決算報告書
(4) その他の重要事項

(拠出型企業年金保険契約)

- 第23条 協会は、本制度を運営するため、協会の会長が定める生命保険会社との間で、本制度の加入者を被保険者とする拠出型企業年金保険契約を締結し、掛金として振込まれた金額から次条に定める金額を控除した残額をその保険料に充当する。

(制度運営費)

- 第24条 制度運営の費用として、掛金(第7条第1項に定める一時払の掛金を除く。)のうち2%を充当する。

(経理区分および事業年度)

- 第25条 本制度の経理は、協会の他の事業の経理と区分し、その収支を明確にする。
- 2 本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(積立金の運用)

- 第26条 積立金は、委託生命保険会社が保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た予定利率に基づき運用し、毎年度決算時に、当該年度の運用実績が予定利率を上回った場合は、その上回った部分を配当金として積立金に加算するものとする。

(年金財産処分時の加入者配分)

- 第27条 この制度が廃止された場合における年金財産(廃止のときにおける財産から債務を完済した後における残余財産をいう。)は、各加入者の責任準備金に比例して各加入者に配分するものとする。ただし、すでに年金の支給を開始した加入者に対する財産は、これを配分することなく年金を継続して保険会社から支給するものとする。

第5章 雑則

(届出義務)

- 第28条 加入者は、次の各号に定める事項について変更を生じた場合は、書面をもって協会に届出するものとする。
(1) 住所、氏名および印鑑
(2) 掛金および給付金の指定金融機関並びに預金口座
(3) その他必要と認められる事項
- 2 加入者または年金受給者が死亡したときは、その遺族は遅滞なく書面をもって協会に届出するものとする。

(遺族の範囲および順位)

- 第29条 遺族の範囲および順位は、次のとおりとする。
(1) 配偶者(本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。)
(2) 子
(3) 父母(本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。)
(4) 孫
(5) 祖父母
(6) 兄弟姉妹
- 2 年金を受給している遺族が死亡したときは、前項に定める次の順位者に繰り下げて支給する。
- 3 第1項において同順位者が二人以上あるときは、年長者を先順位とする。

(加入者証の交付)

- 第30条 協会が本制度の加入を承諾したときは、加入者証を交付する。
- 2 協会が加入者数の増口を承諾したときは、その増口分の加入者証を交付する。

(消滅時効)

- 第31条 本制度の年金または一時金の給付を受ける権利は、これらを行することができる時から3年間行使しないときは、時効により消滅する。

(譲渡担保の禁止)

- 第32条 本制度の年金または一時金の給付を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することはできない。

(事務の取扱い)

- 第33条 この規約に基づく事務の取扱いについては、別に定める事務取扱要領による。

附 則

(施行日)

- 改正後の規約は、令和8年4月1日から施行する。
ただし、第2条第2項の規定は平成15年2月7日から適用する。

